

## 中分類38—医療機械，理化学機械，写真機， 光学機械器具及び時計製造業

### 總 説

この中分類は，主として理化学用機械器具，測定用機械器具及び試験機，光学機械器具，医療用機械器具及び附属品，眼鏡，写真及び映画用機械器具，時計及び度器，量器の製造に従事する事業所をいう主として電気計測器，記録器及び電子應用測定装置の製造に従事する事業所は細分類 3671 に分類される。

小分類 番号    細分類 番号

381

理化学用及び工学用機械器具製造業（外科，内科及び歯科医療機械器具を除く）

3811

理化学用及び工学用機械器具製造業，（外科，内科，及び歯科医療機械器具を除く）

主として研究室用，理化学用，氣象学用及び工学用機械器具すなわち航海用機械器具，測量機械器具，製図機械器具及び顕微鏡と望遠鏡〔細分類 3831〕を除く実験室用科学研究用機械器具，氣象学用及び海洋学用機械器具の製造に従事する事業所をいう。

主として医療用，歯科医療用機械器具の製造に従事する事業所は小分類 384 に，機械的測定機械器具及び材料試験機は小分類 382 に，工業用精密測定器は細分類 3544 に，又電気計測器，記録器及び電子應用測定装置は細分類 3671 に，また，度器，量器（機械的測定器を除く）は小分類 388 に分類される。

○測量機械器具製造業（度器を除く）；設計製図機械器具製造業；羅針盤製造業；六分儀製造業；化学実験機械器具製造業（測定機械器具を除く）；物理実験機械器具製造業（測定機械器具を除く）；氣象学用機械器具製造業

×顕微鏡製造業〔3831〕；望遠鏡製造業〔3831〕；医学実験機械器具製造業〔384〕；機械的測定機械器具製造業〔3822〕；工業用精密測定器製造業〔3544〕；電気計測記録機製造業〔3671〕；度器（機械的測定器を除く）〔3881〕；量器製造業（機械的測定器を除く）〔3882〕

382

機械的測定用機械器具及び試験機製造業

3821

材料試験機製造業

主として材料の変形，硬さ，抗張力，圧縮，撓れ，弾性，疲労等の試験機並びに釣合制動等の試験機の製造に従事する事業所をいう。

中分類38—医療機械，理科学機械，寫眞機，光学機械器具及び時計製造業

○材料試験機製造業； 金属材料試験機製造業； 織布試験機製造業； 繊維試験機製造業； ゴム試験機製造業； 合成樹脂試験機製造業； 木材試験機製造業； 鈎合試験機製造業； 制動試験機製造業； 機械的測定機械器具製造業

3822 機械的測定機械器具製造業

主として温度，圧力，粘土，湿度，運動，回轉，熱量，ガス分析，流量測定，密度，酸度，アルカリ度，動力等の指示，記録を行う機械器具の製造に従事する事業所をいう。

主として電気計測記録器及び電子應用測定装置の製造に従事する事業所は細分類 3671 に，機械的測定以外の度器及び量器は小分類 388 に衡器は細分類 3583 に，時計は細分類 3871 に分類される。

○回轉計製造業； タコメーター製造業； タクシーメーター製造業； 湿度計製造業； 温度計製造業； 体温計製造業； 晴雨計製造業； 氣圧計製造業； 地震計製造業； 動力計製造業； 速度計製造業； 熱量計製造業

×電気計測器製造業〔3671〕； オツジログラフ製造業〔3671〕； 物指製造業〔3881〕  
掛製造業〔3882〕

383

光学機械器具及びレンズ製造業

3831 光学機械器具及びレンズ製造業

主として光学レンズ，プリズムの研磨を行い，顕微鏡，望遠鏡，フィールドグラス，オペラグラス及びその他の屈折計，分光計，分光器，比色計，偏光鏡及びその他の光学測定機械器具の製造に従事する事業所をいう。主として眼鏡，眼鏡レンズ，眼鏡枠の製造に従事する事業所は細分類 3851 に，電子顕微鏡の製造は細分類 3671 に分類される。

○レンズ製造業； プリズム製造業； 顕微鏡製造業； 望遠鏡製造業； 双眼鏡製造業； 分光計，分光器製造業； 比色計製造業； 偏光器製造業

×眼鏡レンズ，眼鏡製造業〔3851〕

384

医療機械器具及び医療用附属品製造業

3841 医療機械器具及び医療用附属品製造業

主として外科用，獣医用，整形外科用，齒科用，内科用，その他の医療用機械器具の製造に従事する事業所をいう。

主として外科用，整形外科用補充品の製造に従事するものは細分類 3842 に，電気治療器具，レントゲン線装置は細分類 3693 に分類される。齒科医の註文によつて義歯，入れ歯を製造するものは大分類 K—サービス業に分類される。

○外科医療機械器具製造業（電気治療用を除く）； 内科医療機械器具製造業（電気治療用を除く）； 整形外科医療機械器具製造業； 齒科医療機械器具製造業； 獣医用

中分類38—医療機械，理化学機械，寫眞機，光学機械器具及び時計製造業

機械器具製造業； 聴診器製造業； 吸入器製造業； 注射器製造業； 灌腸器製造業  
×電気治療器具製造業〔3693〕； レントゲン装置及び器具製造業〔3693〕； 義歯製  
造業（個人の注文により製造するもの）〔K, 887?〕

3842 外科用及び整形外科用器具並びに他に分類されない人体保安装置製造業

主として外科用及び整形外科用器具， 附属品， 並びに人体保安装置の製造に従  
事する事業所をいう。 ここに入るものは総合用腸紐， 病院用及び外科用消毒器具，  
義手， 義足， 副木， 下腹部支え， 腕吊支柱， 月経帯， 繃帯， 外科用ガーゼ， 絆創  
膏， ギプス及び他に分類されない種々の保護装置及び附属品等である。

主として外科， 内科， 歯科医療用機械器具の製造に従事する事業所は細分類  
3841 に分類される。

○消毒用器具製造業（外科用のもの）； 義手， 義足製造業； 松葉杖製造業； 副木製  
造業（外科用のもの）； 縫合用糸製造業（外科用のもの）； ギプス製造業； コルセ  
ット製造（医療用のもの）； 月経帯製造業； ガーゼ繃帯製造業； 脱脂綿製造業；  
脱腸帯製造業； 繃帯製造業； 絆創膏製造業； 眼帯製造業

×医療用機械器具製造業〔3841〕

385 眼鏡製造業（枠を含む）

3851 眼鏡製造業（枠を含む）

主として眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠， 完成した眼鏡の製造に従  
事する事業所をいう。 個人の注文により眼鏡を調整するものは大分類 G— 商業に  
分類される。

○眼鏡レンズ製造業（個人注文によるものを除く）； 眼鏡枠製造業； 義眼製造業

×眼鏡店（個人の注文により調整するもの）〔G, 4998〕

386 写真機及び映画用機械器具製造業

3861 写真機及び附属品製造業

主として写真機及附属品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は写真機， 引伸機， 複写機， フィルム入れ， 三脚， 乾板入れ， フィル  
ム入れ， セルフタイマー， 現像用タンク等である。

○写真機製造業； 写真複写機製造業； 引伸機製造業； フィルム入れ製造業； 現像  
タンク製造業； 三脚製造業（写真器用）

×印画紙用原紙製造業〔2621〕； 写真用薬品製造業〔2895〕； 写真用ガラス製品製  
造業〔3213〕； レンズ製造業（光学用）〔3831〕； 写真フィルム， 乾板製造業〔2895〕

3862 映画用機械及び附属品製造業

主として映画用機械及び附属品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は映画撮影機， 映写機， 幻灯機， 現像機械， 映写スクリーン等である。

中分類38—医療機械，理化学機械，写真機，光学機械器具及び時計製造業

○映画撮影機製造業；映写機製造業；幻灯機製造業；映画現像機械製造業；映写幕製造業

×映画用フィルム製造業〔2895〕；スライド（幻灯機用）製造業〔3999〕

387

時計及び時計部分品製造業

3871 時計及び時計部分品製造業（時計側を除く）

主として電気時計を含む時計，時刻指示装置及び時計部分品の製造に従事する事業所をいう。

主として購入せる機械と時計側から完成時計を製造する事業所もここに含まれる，主として時計側の製造に従事するものは細分類 3872 に，時計ガラスを製造するものは細分類 3213 に不破ガラスの製造は細分類 3961 に分類される。

○時計製造業；電気時計製造業；時計部分品製造業

×時計側製造業〔3872〕；時計ガラス製造業〔3213〕

3872 時計側製造業

主として材料のいかんを問わず時計側の製造に従事する事業所をいう。

388

度器及び量器製造業（機械的測定器を除く）

3881 度器製造業（機械的測定器を除く）

主として直尺，曲り尺，折尺，巻尺等の度器の製造に従事する事業所をいう。

主として機械的測定器を製造する事業所は細分類 3822 にノギス等の工業用精密測定器を製造する事業所は細分類 3544 に分類される。

○度器製造業（木，竹，金属，繊維，セルロイド製）；物指製造業；巻尺製造業

×マイクロメーター製造業〔3822〕；キャリパー製造業〔3822〕

3882 量器製造業（機械的測定器を除く）

主として秤，化学用量器等の量器の製造に従事する事業所をいう。

○量器製造業（木製，金属製，ガラス製）；秤製造業；メスシリンダー製造業

×水量メーター製造業〔3822〕；ガソリン量器（ポンプ）装置製造業〔3589〕